

館山市の後援（共催）の申請に関わる手引き

担当課名：館山市秘書広報課

電 話：0470(22)3122

- 1 申請が認められる団体は
国又は地方公共団体，公益法人，NPO法人，社会・学校教育団体等です。

- 2 後援（共催）が認められるのは
その行事が，公益上必要で市施策の推進上有益と認められる場合です。
次に該当する場合は後援（共催）を認めません。
 - (1) 営利的団体・宗教的団体・政治的団体
 - (2) 公の秩序・風俗をみだすおそれのある場合
 - (3) その他市が不相当と認めた場合

- 3 市が後援（共催）できる範囲は
 - (1) 共催は，行事の企画又は運営に参加し，共同主催者としての責任の一部を負担すること。
 - (2) 後援は，行事の趣旨に賛同し，その開催に名目的に参加すること。
行事中の事故については申請者の責任となります。

- 4 申請の手続きは
申請用紙に必要な事項を記入し，添付書類を添えて，行事实施日1ヶ月前までに提出してください。
※添付書類
 - ①申請団体の概要がわかる規約、会員名簿等
 - ②行事の内容を記した計画書、プログラム（案）等
 - ③収支予算書（費用徴収有の場合）

- 5 申請・問い合わせ窓口
行事担当課もしくは秘書広報課
※行事担当課が不明な場合は秘書広報課へ提出してください。
■秘書広報課 秘書係（Tel0470-22-3122 館山市役所本館2階）